

令和6年能登半島地震の影響における業務について

令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

令和6年1月1日(月)に発生した能登半島地震の影響により、同月4日(木)以降の金沢地方法務局の業務については、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

本局、小松支局及び七尾支局
通常業務を実施します。

輪島支局

庁舎は開庁していますが、地震の影響により、事務処理が遅れる場合がございます。

【お問合せ先】

金沢地方法務局

076-292-7810 (代表)